

第 1 回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年 6 月 6 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和元年 6 月 7 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和元年 6 月 7 日 午後 2 時 48 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	藤 井 栄 治
税 務 課 長	市 原 修 二	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
人 権 啓 発 課 長	園 田 達 也	市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み
ま ち づ くり 課 長	荒 木 仁	水 道 課 長	浅 久 野 浩 輝
波 野 支 所 長	加 藤 勇 二 郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	本 山 英 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
-------------	---------	---------------	---------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分した平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 5 | 承認第 4 号 | 専決処分した平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 6 | 承認第 5 号 | 専決処分した平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 平成 30 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 平成 30 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 9 | 報告第 6 号 | 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 10 | 報告第 7 号 | 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 11 | 議案第 35 号 | 阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 36 号 | 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 37 号 | 阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 38 号 | 阿蘇市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 39 号 | 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 40 号 | 阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 41 号 | 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 18 | 議案第 42 号 | 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 19 | 議案第 43 号 | 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 20 | 議案第 44 号 | 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 21 | 議案第 45 号 | 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について |
| 日程第 22 | 議案第 46 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 23 | 議案第 47 号 | 字の区域の変更について |
| 日程第 24 | 議案第 48 号 | 国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について |
| 日程第 25 | 議案第 49 号 | 工事請負契約の締結について |

- 日程第 26 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 27 同意第 3 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 28 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 29 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 30 報告第 8 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 31 報告第 9 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。11 番、市原正君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けでを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、総務部長から発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。議会の冒頭ではございますけれども、配付させていただいております議案のうち、予算書 2 箇所誤りがございましたので訂正を大変申し訳ございませんけれどもお願いを申し上げます。

まず、別冊 2 になります。承認第 4 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算書、別冊 2 の 25 ページをお願い申し上げます。目 5 農地費、右のほうに行ってくださいまして節 22、補償補填及び交付金と記載をしているところでございます。この「補償補填及び交付金」のところを「補償補填及び賠償金」へのご訂正をお願い申し上げます。

続きまして、別冊 3 になります。平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算書、一番最後のページ、7 ページになります。7 ページの目 1 下水道事業費、これも節 22 補償補填及び交付金と記しておりますけれども、「補償補填及び賠償金」に訂正をお願い申し上げます。

令和に入りまして初議会にあたりまして、このような基本的な間違いがございましたこと

をお詫び申し上げたいと思います。以後は十分注意してまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 3 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部総務課長より報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第 3 号、専決処分の報告について、報告させていただきます。資料のほうは、議案集 1 ページ目、また 2 ページ目ということになります。

本件につきましての提案理由につきましては、平成 30 年 11 月 7 日、阿蘇火山西火口 D 展望所におきまして発生しました物損事故について、平成 31 年 3 月 29 日に示談のほうが成立いたしました。従いまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

詳細につきましては、右の 2 ページ目をご覧ください。損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、3 月全員協議会の中でもご報告させていただきましたけれども、午前 11 時 25 分ごろ、阿蘇火山西火口展望所に観光で訪れておられた外国からの方でございましたけれども、展望所へ階段を通行中に展望所の外壁が剥がれ落ち、甲が所有する腕時計と一眼レフカメラを破損、甲に損害を与えております。

損害賠償の額につきましては、市は甲に対して 45 万 7,520 円を支払うということで、市の過失割合 10 割ということで甲の損害額が同額となっております。

和解事項といたしましては、本件の事故に関して、今後双方とも裁判上また裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認しておるところでございます。

本件につきましては、議会への報告が遅れましたということで、今後、議会への報告案件等につきましては、また執行部のほうでこういった形、取り扱いのほうを定めて報告をさせていただきたいと思います。今後このような形で事故等被害が及ぶことがないようにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 2、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から、日程第 6、承認第 5 号「専決処分した平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計

補正予算について」までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」から、承認第 5 号「専決処分した平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 2 承認第 1 号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 3 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 1 号、専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、緊急に改正の必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分を行いました、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4 ページをお願い申し上げます。専決処分書です。阿蘇市税条例等の一部を改正することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないために、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分を行う。

専決処分日は、平成 31 年 3 月 31 日でございます。

まず、今回の専決処分、地方税法が改正されたことに伴い、改正を行うものであり、その主な内容といたしましては、ふるさと納税制度の見直しに伴う地方税法の改正、2 点目としまして住宅ローン控除の拡充に伴う措置、併せて一人親に対する非課税措置等が盛り込まれております。また、軽自動車関係といたしましては、令和元年、本年の 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年間に新たに取得した自動車に係る環境性能割、いわゆる自動車取得税の非課税、そういった基準。それと、軽自動車税のグリーン化特例措置ということで、75%減税、50%減税、25%の軽減措置について変更が行われております。逆に、14 年を経過した車輛につきましては重課ということで 20%の重課税がなされるようになっております。

その他といたしましても、熊本地震による被災宅地、被災住宅用地に係る課税標準の特例の適用期間が 2 年間延長、そういうふうになっております。

それでは、17 ページからになりますけれども、新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

今回の改正でありますけれども、5 条立てでそれぞれ行っております。併せまして、3 月

31 日の専決処分でございますので、元号は令和に変わっておりますけれども、平成の表記で説明もさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、17 ページになります。第 1 条といたしまして、阿蘇市税条例の一部改正になります。第 34 条の 7、寄附金税額控除についてでありますけれども、今回ふるさと納税に關しまして、返礼品を寄附額の 3 割以内に抑えるでありますとか、地場産品に限定、そういったこともありまして、地方税法が改正なされております。これに伴いまして、市の条例のほうも上位法の改正に併せて改正を行うものとなっております。なお、これにつきましては、施行期日を 6 月 1 日といたしているところでございます。

17 ページ、下のほうになります。これにつきましては、住宅ローン控除の拡充に伴いまして、これまでの平成 43 年度、この文言が平成 45 年度までと期間が延長されておりますので、改正を行うものになります。

19 ページをお願い申し上げます。19 ページの中段になってきます。附則第 7 条の 4、20 ページになります。上のほう、附則第 9 条、そして 21 ページ、下の方になりますけれども第 9 条の 2、これに関しまして、ふるさと納税に伴う寄附金控除に関する改正となっております。地方団体に対する寄附金、この文言を特例控除対象寄附金に、また地方団体の長、この文言を都道府県知事等にするなどの改正、また引用規定の改正を行っているところでございます。平成 31 年、本年 6 月 1 日からの施行といたしております。

次に、22 ページをお願い申し上げます。22 ページ、附則第 10 条の 2、第 5 項に関してでございますけれども、これにつきましては高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減免措置について規定がなされております。地方税法が改正されたことによりまして、以後、22 ページ、23 ページ、24 ページ、25 ページと条項番号の繰り上げが行われているところでございます。

27 ページをお願い申し上げます。27 ページの下の方から 28 ページにかけてになってきます。附則第 10 条の 4、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告、これにつきましては、熊本地震により被災をしました、通常 2 年分の特例措置が適用されている被災住宅用地、これにつきましては住宅用地として使用することができない、そういうふうに市町村長が認める場合には、適用期間を 2 年度分延長する法改正、固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告について規定がなされております。

30 ページをお願いします。30 ページ、下のほうになります。附則の第 16 条、軽自動車税の税率の特例について。これにつきましては、第 1 項については、初年度登録から数えて 14 年を経過したものについて、重課を行う規定になっております。

32 ページの第 2 項から 34 ページ、35 ページの第 4 項については、それぞれグリーン化特例に基づく軽減率 75%、50%、25%による税額を規定しており、平成 31 年 4 月 1 日からの適用といたしているところでございます。

35 ページの第 2 条をお願い申し上げます。35 ページ、下の段になってきます。第 36 条の 2、市民税の申告第 7 項から 38 ページ、36 条の 4 につきましては、地方税法上位法の改正に伴いまして、申告書記載事項等の簡素化についての改正、単身児童扶養者の記載事項の追

加を行うものでありまして、平成 32 年 1 月 1 日からの施行といたしているところでございます。

38 ページの一番下から 39 ページにかけましての附則第 15 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税、これにつきましては、消費税率アップとなります本年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までに取得した燃費基準適用達成者の環境性能割につきましては、非課税とする臨時的軽減の規定を行うものとなっております。適用につきましては、平成 31 年 10 月 1 日からの施行となっております。

40 ページをお願い申し上げます。40 ページの下の方になってきます。附則第 15 条の 6 第 3 項になります。軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、これにつきましても平成 31 年 10 月 1 日から 32 年 9 月 30 日までに取得した 3 輪以上の軽自動車、これにつきましては、燃費基準達成車以外の車を購入した場合の環境性能割、自動車取得税について、その税率を 2% から 1% に改正するという臨時的軽減の措置になるものでございます。平成 31 年 10 月 1 日から施行といたしているところでございます。

41 ページをお願いします。附則の第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例、これにつきましては、登録月、最初登録した月から数えて 14 年を経過した車輌に対する重課と併せまして平成 32 年度分及び平成 33 年度分の軽減といたしまして、第 2 項において電気自動車、天然ガスの軽自動車に適用する 75% の軽減、42 ページの第 3 項におきましては、平成 32 年度燃費基準プラス 30% 達成者に対する税率の 50% を軽減、42 ページの下の方、第 4 項におきましては、平成 30 年度燃費基準プラス 10% 達成者に適用します 25% の軽減について規定するものであり、平成 31 年 10 月 1 日からの施行となっております。

44 ページ、第 3 条をお願い申し上げます。44 ページ、下の方になりますけれども、第 24 条、個人の市民税の非課税の範囲、これにつきましても上位法の改正に併せまして、個人市民税の非課税の対象者に単身児童扶養者を新たに追加するものとなっております。平成 33 年 1 月 1 日からの施行といたしているところでございます。

45 ページをお願い申し上げます。附則の第 16 条になってきます。軽自動車税の種別割の税率の特例、これにつきましては、新たに第 5 項を追加しまして、平成 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日までに取得した電気自動車、天然ガス軽自動車に限りまして平成 34 年度分を、また平成 34 年の 4 月 1 日から 35 年の 3 月 31 日に取得した電気自動車等につきましては、平成 35 年度分の 75% を軽減する、そういった改正になってきております。平成 33 年 4 月 1 日からの施行といたしているところでございます。

46 ページをお願い申し上げます。第 4 条関係になってきます。第 1 条になりますけれども、第 48 条の改正につきましては、地方税法の改正に伴います条項番号の整理、これを行いますとともに、48 ページ、13 項から 17 項に大法人に対する申告書の電子情報組織による提出義務の創設がなされておりますので、申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由によりまして電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕について規定がされているところでございます。

51 ページをお願い申し上げます。51 ページ、中段、第 5 条になってきます。第 1 条につ

きましては、非常に軽微な修正でありますけれども、地方税法自体が改正をされております。どこが変わったかと言いますと、52 ページ、下線部のところですね、a としまして、乗用のもの、その下に営業用、自家用、地方税法が 1 マス空けるということで改正をされましたので、この改正が記されているところでございます。

53 ページをお願いします。53 ページの附則第 15 条の 6 第 2 項の改正についてでございます。当分の間を追加いたしましたし、その下の附則第 16 条の改正につきましても、軽自動車税の種別割の税率について、地方税法の改正に併せて改正を行うものとなっております。

以上、非常に多岐に亘っておりますが、いずれも上位法である地方税法の改正に基づきまして専決処分をさせていただいております。ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 専決ということですが、これ通達が来たのはいつごろでしょうか。

それと、結局税金が上がるやつは項目があるんでしょうか。聞いたところ、上がるものはないように聞こえたんですけども、その確認をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） 通達につきましては、3 月 31 日でございます。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今回の改正でありますけれども、税額自体が上がるものはございません。住民税の単身児童扶養者についても、新たに非課税の範囲として追加をされておりますし、軽自動車関係につきましても軽減税率を適用する、そういったものになっておりますので、税率が上がるものはないということでご認識をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 他に発言はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） なければ、承認第 1 号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 1 号を採決いたします。承認第 1 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 1 号は承認することに決定いたしました。

日程第 3 承認第 2 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、承認第 2 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 54 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 2 号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行等によりまして、緊急に改正が必要となりましたために、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いました。同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

55 ページをお願い申し上げます。専決処分書でございます。阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないために、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。専決処分日は、平成 31 年 3 月 31 日でございます。

まず、主な概要を申し上げたいと思います。1 点目としましては、国民健康保険税、この税額の算出にあたりましては、3 本立てで算出を行っております。医療費の給付分、後期高齢者支援金の分、そして介護保険給付金、この 3 つを合算して国保税の算定をしております。その中で、今回、医療費給付費分、基礎課税額、これにつきまして、保険料の公平性の確保及び低所得者層への負担軽減を目的に、その限度額を 58 万円から 61 万円と上げるものでございます。

2 点目といたしましては、低所得者に対する軽減措置ということで、保険料の 5 割軽減、2 割軽減の判定要件の緩和、これを行うものとなっております。

それでは、56 ページの新旧対照表に基づき、説明をさせていただきたいと思います。

まず、第 2 条、課税額についてでありますけれども、算定基礎の一つであります基礎課税額、いわゆる医療費給付分につきまして、先ほども申し上げましたけれども、保険料の公平性の確保及び低所得者層への負担軽減を目的に、その上限額、これまでの 58 万円から 61 万円と改正するものになります。

第 23 条に移ります。国民健康保険税の減額に関する条項のうち、第 2 号、これは 5 割軽減の基準額になりますけれども、その判定基準額を 27 万 5,000 円から 28 万円に、また 57 ページになりますけれども、第 3 号になります。2 割軽減の判定基準、これにつきましてもこれまでの 50 万円から 51 万円、そういったふうに低所得者層に対する軽減措置として軽減基準額の緩和、これを行うものといったしていただいております。

58 ページ、第 6 項、これにつきましては、下線部について削除を行いまして、別途規則にて規定するようにいたしております。

施行日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日となっております。

以上、いずれの場合も地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、専決処分をさせていただいております。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。承認第2号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第3号 専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、承認第3号「専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今議題としていただきました承認第3号、専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。本補正予算につきましては、平成31年3月27日に専決処分を行いました第7号補正となります。第1条の歳入歳出予算補正につきましては、2ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳出だけの動きになりますけれども、予備費のほうから350万円を充用いたしまして、衛生費の保健衛生費に350万円を計上いたしましたものでございます。この3月27日に専決処分を行いました理由といたしましては、前日の3月26日に波野保健福祉センターの温水ヒーターが故障いたしまして、全く営業ができない状況になりました。このセンターでは、波野地区で唯一デイサービスが行われている場所でございます。利用者の負担等を考えますと急いで対処する必要があったのと、このヒーターが汎用型のヒーターではなくてメーカーの受注生産になりますことから、こちらから依頼して設置するまでに約1箇月の期間を要します。加えて、本年は4月末から10連休という大型の連休がございましたので、数日遅れることが2週間以上の遅れにつながるものですから、27日の専決処分ということになったものでございます。

3ページをお願いいたします。第2条の繰越明許費補正でございます。27日に専決処分を行いましたけれども、当然平成30年度内の事業完了は見込めませんので、繰越明許費として明示するものでございます。

5ページをお願いいたします。歳出になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目11波野保健福祉センター管理費、節15工事請負費、説明の欄にございますとおり、温水ヒーター更新工事として350万円を計上いたしております。

続いて、款13予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、予備費のほうから350

万円を充用いたしておりますので、予備費の残高につきましては 350 万円減りまして 3,977 万 3,000 円となったところでございます。下の合計を見てもおわかりのとおり、今回は予備費の充用でございますので、予算の歳入歳出の総額に変動はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田でございます。

これは早めの対応で、もう毎日使うものだと思いますけれども、大体この温水ヒーターの 1 日の稼働時間、今度新しく購入される温水ヒーターの耐用年数は大体どれぐらいなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） おはようございます。

まず稼働時間ということでございますけれども、波野保健福祉センターのボイラー、温水ヒーターにつきましては、朝 8 時ごろ電源投入をいたしております。電源投入をして、お風呂を循環させながら、お昼過ぎにお風呂に入浴という時間を設けて、3 時ごろにはもうほぼお湯を使ってしまうと、入浴が終わってしまうというような状況でございます。

それから、新しいボイラーにつきましては、耐用年数ということで明確には聞いておりませんが、約 20 年ということで聞いております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

15 番、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

注文してから 1 箇月ほどかかるということでしたが、その 1 箇月間はどのような対応をされたのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） ボイラーが使えない間の対応ということでございますけれども、4 月から阿蘇保健福祉センターのお風呂が使っていないといいますか、利用ができるという状況でございましたので、デイサービスのほうが 2 日に 1 回、阿蘇保健福祉センターまで送迎をして入浴サービスを続けてきたということでございます。連休前の 4 月 25 日には工事が完了しておりまして、翌日の 26 日からは通常どおり波野のほうでお風呂に入れるようになっております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に発言ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） なければ、承認第 3 号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第5、承認第4号「専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました承認第4号、専決処分した平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊2の1ページをお願いいたします。本補正予算につきましては、平成31年3月31日に専決処分を行いました第8号補正となります。

はじめに、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,539万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ202億9,052万3,000円といたしております。

第2条の繰越明許費補正につきましては、6ページをお願いいたします。追加と書いてございますとおり、農林水産業費の熊本県農業農村整備推進交付金事業補助金ほか2件につきましては、この専決処分によって新たに繰越明許費として追加をいたしております。

続いて、7ページをお願いいたします。1ページの第3条になります。地方債の補正でございます。7ページの変更分につきましては、それぞれ事業確定によりまして限度額の変更を行ってございます。

8ページをお願いいたします。8ページにつきましては、単県砂防事業負担金ほか2件につきまして、要は起債の借り入れを行いませんでしたので、起債的には廃止を行ったということでこの3つにつきまして計上いたしております。

12ページをお願いいたします。歳入になります。こちらに書いてありますとおり、譲与税交付金、交付税ともに平成30年度の額の確定によりまして、それぞれ増減の調整を行ってございます。

1つだけ説明を加えたいと思います。13ページをお願いいたします。一番下段になります。款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税でございます。説明の欄をお願いいたします。普通交付税が789万3,000円増額補正となっておりますけれども、これの理由でございます。毎年度交付税の算定を年度当初に行いますが、算定を行った後に国のほうで交付税の減額調整が行われます。細かい率を掛けて減額されるんですけども、平成30年度につきましては、この減額調整が取りやめになりましたので、789万3,000円が復活したということになります。下の特別交付税につきましては、3月分の特別交付税額が確定をいた

しましたので、5億8,922万2,000円が追加となりました。よって、交付税の総額は2つを合わせて63億536万2,000円となったところでございます。

21 ページをお願いいたします。歳入の合計になります。以上のような補正の結果、歳入では3億6,539万9,000円を追加いたしまして、合計は202億9,052万3,000円となったところでございます。

22 ページをお願いいたします。歳出に入ります。歳出につきましては、事業費の確定、実績に応じまして、すべて減額調整を行ってございます。すべての事業については同じ理由でございますので、特に説明を要するところはございません。

34 ページをお願いいたします。予備費になります。款13 予備費、目1 予備費、予備費につきましては6億3,151万9,000円を追加いたしまして、合計は6億7,129万2,000円となったところでございます。

歳出合計でございます。以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ3億6,539万9,000円を追加し、合計で202億9,052万3,000円としたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 1点だけ、すみません。18ページの寄附金のところで、テレワークセンターで1,000万円寄附金が上がっていますが、テレワークセンターの説明では60万円で寄附金が上がっていたみたいなんですけど、その違いについてご説明をお願いします。

それと、22ページの光ネットワーク事業の1,000万円と、この関連性があるならご説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

まず、寄附金の1,000万円を計上させていただいている分と60万円との違いということですが、60万円のほうは当初から予算のほうに計上させていただいておりまして、こちらのほうは平成24年に地域振興公社から一般財団法人に変わるということになりました際の資本金の返還について、これを毎年60万円ずつやっていくというようなものでございます。1,000万円につきましては、テレワークセンターの収益に伴いまして、この収益の部分につきましては市のほうに寄附を行うという形で、3月の時点ではこの1,000万円程度という形でお話ございましたので、予算を1,000万円という形で計上させていただいておるところです。実際のところは、昨日テレワークセンターのほうからの全員協議会でのお話もありましたように、1,500万円ほどが歳入額として寄附のほうがなされておるところでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に発言ありませんか。

10番、菅敏徳君。

○10番（菅 敏徳君） 10番、菅でございます。

26 ページの商工費、施設管理費ということで、工事請負費、阿蘇山上の待避壕の解体工事ということで 561 万円の補正がなくなっておりますが、これは財源が変わったということでいいのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） これは、阿蘇市所有の待避壕でございましたので、阿蘇市のほうで今度の老朽化による建て替え事業に伴いましては、阿蘇市のほうで予算を組んでいたんですけれども、環境省のほうで全部解体から含めて建て替えをしてくださるということだったので、削除しました。

○議長（湯浅正司君） 他に発言ありませんか。

7 番、岩下礼治君。

○7 番（岩下礼治君） 30 ページをお願いします。阿蘇市高校生通学支援費です。これは、高校生の通学に補助しようということで予算が単独事業で組まれて幸いだと思っていたんですが、8 万 8,000 円しか使われないということで、この実状をお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えをします。

当初 300 万円を扶助費ということで高校生に補助をする予定でございましたが、実際、高校生の利用につきまして、利用件数の割に金額が伸びなかったということがございます。それと、我々のほうも金額がなかなか伸びませんもんですから、実態調査をしましたところ、なかなかバスの利用頻度はあるんだけど、補助申請をしないという子どもさんが結構いらっしゃったということで、今回、学校、保護者を含めて今年度の利用については的確に申請をしていただくようにということで連絡のほうを各関係者のほうにいたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に発言ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） なければ、承認第 4 号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 4 号は承認することに決定いたしました。

日程第 6 承認第 5 号 専決処分した平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、承認第 5 号「専決処分した平成 30 年度阿蘇市下水道事

業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 5 号、平成 31 年度 3 月 31 日に専決処分いたしました平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。

別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,490 万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 6 億 9,645 万 5,000 円といたしております。

3 ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。下水道事業費につきましては、繰越対象工事の進捗実績、精査によりまして 1,067 万 6,000 円を減額いたしまして、1 億 2,306 万円といたしております。

次の 4 ページの地方費補正についてでございますが、下水道事業地方債の限度額補正につきましても、事業の実績、精査によりまして 2,490 万円を減額いたしまして、1 億 3,750 万円といたしましたものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出についてでございますが、款 1 事業費、目 1 下水道事業費につきましては、民間開発に伴います管渠工事の延期及び汚水管枝線工事の事業実績、精査に伴いまして、節 13 委託料では 350 万円、節 15 工事請負費では 940 万円、節 22 補償補填及び賠償金では 1,200 万円をそれぞれ減額補正いたしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 5 号を採決いたします。承認第 5 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 5 号は承認することに決定いたしました。

日程第 7 報告第 4 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、報告第 4 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました報告第 4 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の 59 ページをお願いいたします。はじめに提案理由でございますが、本件は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、60 ページをお願いいたします。表の説明をしたいと思えます。左の 1 列目から款項の予算の費目になります。3 列目が、繰り越しをいたしましたその事業名になります。4 列目が繰り越しに係る事業の総事業費になります。5 列目に平成 31 年度に繰り越した繰越額の総額になります。右の 4 列が繰り越した額の財源内訳となります。

一つ例に取って説明をしたいと思えます。2 行目に款 4 総務費、項、総務管理費、事業名で波野支所庁舎建設事業とあるかと思えますが、この建設事業につきましては、総事業費が 1 億 8,591 万 5,000 円でございます。このうち平成 30 年度中に工事請負費の前払い金等を含めまして、約 6,600 万円ほどの支出がございました。残りの 1 億 1,978 万 6,000 円、内容につきましては委託料でありますとか、備品の購入費でありますとか、工事請負費の前払い金の残りの額になりますけれども、その合計額で 1 億 1,978 万 6,000 円でございます。この財源内訳が特定財源その他、合併特例債になりますけれども 1 億 1,270 万円、残りの 708 万 6,000 円が一般財源となるところでございます。他の事業についても、以上のような観点で数字のほうを見ていただければよろしいかと思えます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 4 号は、これで報告を終わります。

日程第 8 報告第 5 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、報告第 5 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました報告第 5 号、平成 30 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の 61 ページをお願いいたします。はじめに提案理由でございますが、本件は事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。この繰越計算書に

つきましては、62 ページをお願いいたします。前と同じように表の説明をまずしたいと思います。左の二列目、三列目につきましては、予算の款項の費目の名称になります。4 列目に、その事故繰越となりました事業名でございます。5 列目の下、支出負担行為額とありますものは、平成 30 年度中に歳出を予定した、いわゆるこれが支出の負担行為額と言うんですけれども、その総額になります。6 列目、7 列目が平成 30 年度中にこの支出負担行為額を行ったもののうち、左側は支出が終わったもの、右側はまだ支出が終わっていないものということになります。7 列目の支出負担行為予定額といいますのは、平成 31 年度に新たに負担行為を起こすものでございまして、8 列目の翌年度の繰越額といいますのは、平成 30 年度中の支出の未済額、支出が終わっていないものと平成 31 年度中に支出負担行為として予定するもの、この合計額となります。右の 5 列につきましては、この繰越額の財源内訳となります。一番右端の列につきましては、事故繰越となりましたそれぞれの事業の事故繰越の事由でございます。

また、同様に一つ例に取って説明をしたいと思います。2 行目に款の土木費、項の道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業とあると思いますけれども、この事業につきましては、市道池田赤溝線と下西河原塩井線の 2 路線分の事業でございます。平成 30 年度中の歳出の予定額、支出負担行為額は 7,189 万 6,000 円でございます。このうち 4,612 万円が平成 30 年度中に支出を終えたもの、2,577 万 6,000 円が支出が終わらなかったものということになります。平成 31 年度、令和元年度でございますけれども、令和元年度中には 340 万 8,000 円負担行為の予定がございますので、この支出未済額の 2,577 万 6,000 円と新たに負担行為を起こします 340 万 8,000 円を足した 2,918 万 4,000 円が令和元年度への繰越額となります。この財源内訳が国・県支出金の 1,386 万 4,000 円と地方債、これも合併特例債になりますが 1,450 万円、一般財源が 82 万円となります。この理由といたしましては、作業員及び資材の不足による工事遅延でございまして、事故繰越になったものでございます。残りについても同様に金額のほうを見ていただけるとよろしいかと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） これは一応事故繰越ですので、今年中に、今年度中に完了の目途は立っておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ただ今のご質問にお答えいたします。

建設課所管分といたしましては、款の土木費、項の土木管理費、宅地耐震化支援事業補助金及び道路橋梁費、幹線道路の支線でございます。令和元年度内に完成予定でございます。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 土木費の住宅費のほうについての災害公営住宅建設事業でございます。これにつきましては、小里団地、古神団地、大道団地でございます。3 団地とも本年度中に完成の予定でございます。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 申し訳ありません。款の災害復旧費につきましても、年度内の完成でございます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第5号は、これで報告を終わります。

日程第9 報告第6号 平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯淺正司君） 日程第9、報告第6号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました報告第6号、平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。

議案集の63ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、本件は繰越明許費に係ります歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整いたしまして報告するものでございます。

次の64ページをお願いいたします。繰越明許費繰越計算書でございますけれども、下水道事業費の繰越額1億2,306万円につきましては、黒川地区污水管渠敷設工事、それと水処理設備電気設備工事を繰り越しております。繰り越しの工期につきましては6月末を予定しておりましたが、既に完了しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第6号は、これで報告を終わります。

日程第10 報告第7号 平成30年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（湯淺正司君） 日程第10、報告第7号「平成30年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今議題とさせていただきました報告第7号、平成30年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議案集65ページになります。

提案理由。本件は、建設改良費に係る支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものであります。

計算書 66 ページ、お願いいたします。款、上水道事業資本的支出、翌年度繰越額 2 億 9,800 万円です。繰越理由、内牧上水場と隣接民地との協議に不測の日数を要したこと及び補償工事である下水道工事が繰越工事となったためでございます。

その下でございます。2 番、簡易水道資本的支出、事業名、阿蘇山上草千里駐車場配水管布設工事。繰越額、300 万円。繰越理由、環境省との協議に不測の日数を要したためでございます。県工事の草千里駐車場舗装復旧工事に伴う配水管布設替え工事でございます。水道工事につきましては、5 月末に完了しております。

続きまして、67 ページでございます。災害復旧関係の繰り越しでございます。款、上水道事業資本的支出。事業名、災害復旧事業。翌年度繰越額 260 万円。繰越理由、配水管本復旧工事と同時に施工となる市道災害復旧工事が事故繰越となったためでございます。場所が、内牧 1 区の木村塗装前の陥没した道路でございます。こちらは、水道工事は 5 月末に完成しております。

続きまして、旧赤水簡易水道分です。翌年度繰越額 2,500 万円。繰越理由、本復旧送水管を添架する市道橋災害復旧工事が事故繰越となったためでございます。場所が、的石地区の黒川河川に架かります下鶴橋でございます。

続きまして、款、殿塚導水管分です。繰越額 2,000 万円。繰越理由、本復旧導水管を転嫁する県道橋災害復旧工事が事故繰越となったためです。場所が、的石区の黒川河川に架かります大正橋でございます。

説明については、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉正孝です。

上水道の件で、内牧の工事ですね、隣接との協議に日数を要したということでございますが、どういう状況であったということを個人情報に差し支えがない程度でお答えください。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今のご質問にお答えします。

現在、内牧、下り山地区で内牧の浄水場の改修工事を行っております。隣接する住宅が震災で被災しまして、現在、住宅の方は仮設住宅に住まわれておりまして、下り山地区自体が以前から浸水被害を受ける地区でございまして、今回の上水道改修工事でも 1 m 嵩上げをしまして、その上に施設をつくる計画でございます。隣の方が住宅を嵩上げして復旧するのか、現地盤のままで住宅を改修するのかが、そこでなかなか結論が出ませんで、うちのほうが浄水場工事の入札を見合わせておりまして、造成するのに同時にある程度施工しませんでした、どちらかが擁壁を造ったり、手戻りが出ますので、そこで結局、隣の方は最終的には地盤をそのままで住宅改修するということでうちのほうは入札をその後しております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第7号は、これで報告を終わります。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。再開は、11時20分から再開したいと思います。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第35号 阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第11、議案第35号「阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました議案第35号、阿蘇市森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の68ページ、69ページでございます。提案理由でございますが、本件は阿蘇市が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図るため、森林環境譲与税を活用した基金を設置し、適正に管理する必要があることから本条例を制定するものであります。

若干補足説明をいたしますが、土砂災害の防止や水源涵養等、森林の適切な経営や管理を進めるため、本年4月から新たな森林経営管理制度が施行されました。この制度創設を踏まえて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、税制改正において森林環境譲与税、略して森林環境税が本年3月27日に可決・成立されたところです。このため、阿蘇市が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図るための財源として、森林環境譲与税を活用した基金を設置し、後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立て、適正に管理するものであり、今回本条例において第1条から第8条まで所要の規定を定めるものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。議案第35号から議案第48号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託されます。よって、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 12月の基金条例制定のときも申しましたけれども、第3条の第2項、最も確実かつ有利な有価証券というのがまた書いてありますけれども、使う予定がなければ入れなくていいんじゃないかと思うんですが、この有価証券を購入する場合、現金の場合はここで、議会で条例を制定しますから議員の認識しているところですけども、有価証券となると議員が関与しないままで、会計課長が買うということになるんでしょうか。どなたが、どうされるのか。その返事をちょっと12月聞いていませんでしたのでお答えをお願いします。

それと、第5条は「財政上必要があると認めるとき」と書いてありますが、これ森林関係に関係なくても、財政上必要があるときには一般会計に入れるという文言でしょうか。

それと、第7条についてはちょっと意味がわからないんですけども、よかったら詳しく説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） すみません、会計課の所管になりますけれども、代わりにちょっとお答えをしたいと思います。

1点目の基金条例の第3条の件でございますけれども、前回、委員会のほうでもちょっとお答えしたかと思うんですけども、現在は阿蘇市が取っております預金の預けにつきましては、一番有利な方法ということで銀行への定期預金となっております。ですが、景気の如何によっては銀行への定期預金以外の選択が当然考えられます。ですので、そういった有利な方法をみすみす逃すことになりますので、そういったことを考えますと、この第3条についてはこの条例どおり、他の選択ですね、そういった文言が当然残るべきだと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、2つ目のご質問でございます。第5条の財政上必要があると認めるときはという部分でございます。歳計現金でございます。歳入歳出に属する現金という部分でございます。譲与税につきましてが年2回に分けて交付されるということでございまして、毎年9月と3月に交付されるということでございますので、その間、不足する場合については、歳計現金を活用するという文を指してございます。

それから、第7条の目的外の取り壊しということでございます。こちらについては、金融機関でございまして、基金を実際積み立てる金融機関が、実際、保険事故等が発生した場合の文言でございます。これについては、規定の条文掲載させていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 有価証券については、ハイリスク、ハイリターンという普通の言葉がありますけれども、それを判断、最も確実かつ有利と判断するのは誰なのか。それによって、損失が出る場合もあるし、タイムリーにその都度議会にかける暇なくタイムリーに売り買いせんといかんような状況であるなら、そういったものに手を出さないほうがいいと思うんですけども、私はないほうがいいと思います。最も確実かつ有利なものを判断するのは誰なのかをお聞きします。

それと、5 条については、ちょっと質問に対して答えが違うと思うんですけども、この基金を一般会計に、目的外に入れていいという意味だと私は条文読めるんですけども、そういう意味とは違うんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。第 5 条関係でございます。第 1 条の設置のほうに書いてございますが、市が行う間伐や人材育成、担い手育成等に係る取り組みに対して、特に必要がある部分についてできるということでございます。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） すみません、1 点目の質問はちょっとわからないところがあります。たしか会計課が中心となって、複数の課の、多分財政課長も入っていたと思うんですけども、複数課の課長等が集まる、名称もわかりません、委員会を設置して、その中で協議するようになっています。

○議長（湯浅正司君） 8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） その委員会設置されるというんだったら、委員会設置をされる中に何らかの議会への報告なり、結果報告なり、あるいは委員会設置に対して議会で承認を取るなり、何らかの議員の関与というのを条文の中に入れていただきたいんですけども。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） すみません、答えがあやふやになってしまって申し訳ございません。今の現行のやり方でいいですと、議会に諮るようなことはございませんで、毎年度の決算で出てくる形になりますので、決算の時点でご確認いただければというふうに思います。

○議長（湯浅正司君） 他に。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 大倉です。

今、お金の運用のことが中心ですけども、一番大事なところですね、第 1 条、人材の育成とか担い手の確保。これはどういう方法で具体的にやられるんですかね。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 第 1 条の設置目的でございますけれども、先ほど経済部長のほうから冒頭説明させていただきましたが、新たな森林経営管理制度が本年 4 月から施行されておりますけれども、これにつかましてが度重なる気象災害でございますとか、実際、適正な森林施業がされてないことによって、非常にそういった災害の発生が懸念されると。それと、また温暖化防止あたりの観点から、今回、本制度を活用いたしまして、阿蘇市内の私有林がございますが、そちらの所有者に対して今後森林経営をどうしていくかという意向調査を行わせていただきまして、その意向内容によりまして、管内の林業事業者の方々に森林施業を任せるといったところを市のほうが仲介役となりましてまとめていくという制度でございます。従いまして担い手の育成については、そういった今後、林業事業者の育成も踏まえて、そういった部分の起業される方々を増やしていくという目的も今回の制度では設けさせていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 36 号 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 36 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました議案第 36 号、国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案集の 70 ページ、71 ページでございます。提案理由でございますが、本件は土地改良法第 96 条の 4 第 1 項で準用する法第 57 条の 2 の規定により、国営大野川上流地区土地改良事業により造成された基幹水利施設の管理規程を定めるため、本条例を制定するものであります。

補足説明でございますが、国営大野川上流地区土地改良事業が本年度で完了し、来年度より供用開始となることを受け、竹田市、産山村、阿蘇市の 2 市 1 村で基幹水利施設である大蘇ダム、平川頭首工、導水路の 3 施設の維持管理を行うこととなります。その管理を行うための管理規程を本条例第 1 条から第 8 条に定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 37 号 阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 37 号「阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」を議題とします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 72 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 37 号、阿蘇市支所設置条例及び阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について、ご説明をいたします。

72 ページからになります。まず提案の理由でございますけれども、本件は阿蘇市波野支所を移転したので、本条例の一部を改正するものであります。

73 ページをお願い申し上げます。新旧対照表にて説明をいたします。上段の第 1 条阿蘇市支所設置条例、また下の段になります。第 2 条になります阿蘇市防災行政無線設置条例、いずれにつきましても、現在波野支所新築移転中でございます。波野支所を移転するにあたって、表中の 1 を改正前の旧波野支所、阿蘇市波野大字波野 2710 番地から阿蘇市波野尾字波野 2703 番地に改正するものでございます。

なお、本条例につきましては、令和元年 8 月 1 日から施行することといたしております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 38 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 38 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。ただ今議題とさせていただきました、議案集の 74 ページになります。議案第 38 号、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。いわゆる上位法の改正に伴うものでございます。

詳細につきましては、75 ページをお願いいたします。まず、第 4 条第 1 項中の平成 32 年度及び第 2 項中の平成 32 年度を、元号が変わりましたのでそれぞれ令和 2 年度に改めております。

次に、第 4 条の第 2 項、そして第 3 項及び第 4 項につきましては、今年の 10 月から消費税が 10%へ引き上げになります。それに合わせまして保険料の軽減を行うためのものでございます。また、今でこの保険料の軽減対象は 5%から 8%に消費税が上がったときは、第 2 項の第 1 段階の階層のみでございました。今回は、第 1 段階をさらに軽減いたしまして、新たに第 3 項、これは第 2 段階になります。それと第 4 項、これは第 3 段階になります。この部分につきましても軽減されるということになったものでございます。

ちなみに先ほど言いました第 1 段階とか、第 2 段階、第 3 段階につきましては、あくまでも世帯全員が市民税非課税という世帯でございます。なお、阿蘇市の介護保険料のいわゆる階層ですね、これは 9 あります。9 階層までありまして、阿蘇市の基準額は第 5 段階の年 6 万 8,400 円、月額にいたしますと 5,700 円となりますが、この基準額からの減額という形の改正になります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 確認のためですけれども、今の説明では消費税を 10%にアップしたときの予備的な改正ということでございますが、まだ消費税は現段階では不特定要因もあります。これが、消費税が 10%に上がらなかった場合は、この改正案は元に返すということでしょうか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

これにつきましては、今年度と来年度、2 段階に分けて軽減されることになっておりますので、決定事項でございます。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今、藏原議員が言われましたとおり、今年度の 10 月からの消費税アップ、全ての今、国の、この介護保険だけではないんですが、10%上がるということでいろいろな法律の改正がっております。これに基づいて、我々自治体のほうも上位法に合わせて制度の改正を行っておりますので、仮に議員が言われましたとおり凍結とか延期とかなった場合は、相当な混乱を招くんじやないかなと思っておりますが、我々今のところ国の制度の改正に伴って、それに基づいて改正を行っているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 今、お二人から答弁がありましたが、ですから私は予備的な改正ですかということで、予備的と。まだ国のほうが決定していないのに、こちらだけが先走って決めて、国がもしもいろいろな要件の中で消費税は見送るとか、据え置くとかなった場合は、これは当然それに適合せんわけですよ。ですから、私はあくまでもこれは消費税アップの決定に伴う予備的な改正と捉えていいんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） これは、予備的な改正ではございません。上位法の改正が 10%の消費税ありきで、介護保険法の改正がっております。それに基づいて我々のほうも改正を行っておりますので、予備的ではございません。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 39 号 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 15、議案第 39 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました議案集の 76 ページになり

ます。議案第 39 号、阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、それによります災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。これも上位法の改正に伴うものでございますが、詳細につきましては 77 ページをお願いいたします。

まず、第 14 条の第 1 項につきましては、現在条例で「3%」と明記されていて文言を「3%以内」と条例で明記した上で、実際の阿蘇市の貸付利率を規則で定めることとする 것도可能とされたことによりまして、今後の災害の規模、経済状況など、被災者ニーズに臨機に対応するために規則で利率を定めるということに伴う改正となります。

また、第 14 条の 2 項、これにつきましては今回の改正で保証人を立てることは任意事項とされております。今までは必須事項で保証人を立てるとなっておりましたが、今回の改正で任意事項ですが、阿蘇市におきましては、これまで平成 2 年とか、平成 24 年、平成 28 年の貸付実績がございます。その貸し付けを行っている人の分との公平性、またこの災害の貸付金につきましては、償還金が 10 年以内で償還をしなければなりません。もし償還されなかった分につきましては、阿蘇市が公費負担し県へ償還しなければならないという部分がありますので、そういう部分を考慮して阿蘇市においては保証人を付けるという形で今回改正をいたしております。

また第 3 項につきましては、これまで施行令で規定されておりましたが、施行令で削除されましたので新たに条例で規定するものでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

6 番、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

保証人が全然いらっしやらなかった場合は、どうするんですか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今回の改正におきまして、阿蘇市は保証人を必要とするとなっております。県内の自治体、やはり貸し付けを行っている自治体は保証人を付けるという改正が多いみたいです。全て同じじゃありません。今、議員が言われるように保証人がいなかった場合となると、この貸し付けの対象にはならないとなります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 40 号 阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 16、議案第 40 号「阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改

正について」を議題とします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました、議案集の 78 ページをお願いいたします。議案第 40 号、阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は阿蘇市一の宮温泉センターの使用料を改定したいので、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、79 ページをお願いいたします。79 ページに新旧対照表を載せております。今回変更する事項は、これまで、右の欄にあります、一般通年利用券、それと一般半年利用券、それとグループ通年利用券という部分に分かれております。非常に料金体系が複雑でわかりにくく、また割引がございますグループ通年利用券、これにつきましては高齢者の方を中心にグループを編成することが非常に難しくなっております。また、半年利用券につきましては、利用実績がございませんので、今回、個人での通年利用券のみに改正するものでございます。いわゆるグループにつきましては廃止という形になります。

料金につきましては、基本的に今の金額と変わりません。変わりませんと言いますが、5 人の場合、総額 7 万円になります。これを 5 人で割った場合は 1 人 1 万 4,000 円でございますので、今回の料金につきましては、これまでのグループ利用券、1 人当たりの最低金額、大人 1 万 4,000 円、子どもにつきましてはその半額の 7,000 円という形で個人での年間利用券が利用できるという形に改正するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） グループに入れないという方の話も聞いたことがありますので、グループの廃止はもうこれでいいと思いますが、ここには 1 万 2,500 円と書いてあるんですけども、今の説明では 1 万 4,000 円が変わらないということですが、もう一回その説明をお願いします。

それと、温泉センターの収支は現在どうなっていますか。それもお答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 5 人でグループを編成するときに、一応ここに書いてあるとおり代表の方が 2 万円、残りの 4 人の方が 1 万 2,500 円なんです。これ全部足すと 7 万円になりますので、誰が代表とか誰じゃなくて、みんなで割った場合が 1 万 4,000 円皆さん負担されているというところでございます。

収支につきましては、委託が 1,000 数百万円ほどございますが、温泉の利用料につきましては、平成 30 年度、まだ決算は出ておりませんが、約 350 万円ほどでございますので、その差額がいわゆる赤字という形になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 41 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 17、議案第 41 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第 41 号、令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いします。第 1 条、元号の表示でございますが、今年度の当初予算につきましては、去る 3 月の議会におきまして、平成 31 年度一般会計予算としてご審議を賜りました。ご承知のように、本年 5 月 1 日から元号が令和に変わっておりますので、本補正予算以降の一般会計予算全体の元号の表示につきましては、令和に統一をさせていただきます。

第 2 条の歳入歳出予算補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,266 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 159 億 9,463 万 2,000 円といたしております。

第 3 条の地方債の補正につきましては、5 ページをお願いいたします。起債の目的にありますとおり、県経営体育成基盤整備事業、第 4 阿蘇地区、下の第 5 阿蘇地区ともに限度額の変更を行っております。

8 ページをお願いいたします。歳入でございます。主なものを説明させていただきます。

9 ページをお願いいたします。款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 商工費国庫補助金、節 1 商工費補助金でございます。説明の欄にありますとおり、本年プレミアム付き商品券の事業について取り組みますが、この事業につきましては、本年 10 月 1 日に消費税が 10%への引き上げが予定されております。この引き上げに伴いまして、低所得世帯、3 歳未満の子どものいる世帯、この 2 つの世帯につきましては、家計の負担軽減、併せて景気の停滞を招くことのないようにプレミアム付き商品券の事業に取り組むものでございます。阿蘇市分といたしましては、事業の補助金 3,000 万円、事務費の補助金として 1,639 万 6,000 円、合わせた 4,639 万 6,000 円を歳入として計上いたしております。

10 ページをお願いいたします。中段の表になります。款 20 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございます。平成 30 年度からの繰越金を 5,169 万 5,000 円計上いたしております。

11 ページをお願いいたします。歳入の合計になります。以上のような補正の結果、歳入では 2 億 3,266 万円を追加し、合計で 159 億 9,463 万 2,000 円といたしております。

12 ページをお願いいたします。歳入に入ります。12 ページ以降につきましては、給料、職員手当等共済費など、人件費に係るものがたくさん出てまいります。これらにつきましては、本年 4 月 1 日の定期異動を反映したものでございますので、この人件費に係る説明については、割愛をさせていただきます。

飛びますが 24 ページをお願いいたします。下段のところになります。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄の 1 行目から担い手づくり支援交付金事業補助金は、旧経営体育成支援事業のことでございまして、3 分の 1 以内の県補助金でございます。今回は 2 つの経営体が行います機械の購入につきまして 421 万 8,000 円を計上いたしております。

2 行目の攻めの園芸生産対策事業補助金につきましては、3 分の 1 以内の県補助と 6 分の 1 以内の市補助金の合計でございまして、今回は 6 つの経営体が行いますトマトハウスなどの施設導入につきまして、合計で 2,364 万 2,000 円の補助金を計上いたしております。

3 行目の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金につきましては、2 分の 1 以内の県補助でございまして、今回は 3 つの経営体が行いますハウスの強靱化対策につきまして 139 万 9,000 円を計上いたしております。

25 ページをお願いいたします。同じ款項の目 13 畜産振興総合対策事業費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄に畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金（施設整備）とあると思いますが、これはいわゆるクラスター事業のことでございまして、今回は黒川の畜産農家が施設整備を行いますので、県補助 10 分の 10 の 6,282 万 1,000 円の補助額を計上いたしております。

続いて、項 2 林業費、目 3 林道事業費、節 15 工事請負費でございます。説明の欄に林道維持工事 500 万円とあるかと思いますが、これにつきましては波野地区にありますスーパー林道、阿蘇東部線の改修工事分でございます。

続きまして、款 6 商工費、項 1 商工費、26 ページに入ります。目 2 商工振興費、節 13 委託料でございます。歳入のほうでプレミアム付き商品券の事業については説明を行いましたけれども、この事業に伴いますシステム導入業務委託料といたしまして 200 万円を計上いたしております。

27 ページをお願いいたします。節 19 負担金補助及び交付金でございます。この事業につきましては、商工会に事業を委託して事業を行うことにいたしておりますので、プレミアム付き商品券事業補助金といたしまして 3,735 万 5,000 円を計上いたしております。

説明の欄の 2 行目、キャッシュレス決済普及促進事業補助金につきましては、本年 10 月 1 日から消費税が 10% で引き上げが予定されておりますことで、軽減税率等が導入されます。これに伴いまして、ポイントの還元とキャッシュレスを含めたその周辺の環境整備が必要でございまして、併せて阿蘇市といたしましては、近年のインバウンドの増加によりまして、商店街のキャッシュレスにつきまして普及促進を行っております。ですので、このポイント還元の周辺環境と合わせたキャッシュレスの決済普及の環境整備につきまして、プレミアム付き商品券と同様、商工会に委託を行いまして事業を行いますので、496 万 8,000 円を計上いたしております。

続きまして、目 3 観光振興費、節 13 委託料でございます。仙酔峡インフォメーションセンターにありますパネル展示等の多言語化に取り組みますので、300 万円の委託料を計上いたしております。

節 19 負担金補助及び交付金、説明の欄の 3 項目目でございます。マウンテンバイクフィールド助成金 100 万円あるかと思いますが、このマウンテンバイクフィールド事業につきましては、内牧支所の西側にマウンテンバイクのフィールド整備を行っております。近年子ども等の利用が多く、大会も開かれるようになりましたことから、音響設備等の環境設備が必要となりました。ですので 100 万円の委託を行いまして、環境整備に努めるものとして予算を計上いたしております。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。やがて 12 時なりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行します。

○財政課長（山口貴生君） 続けて、説明を行います。

28 ページをお願いいたします。同じ款項の目の 6 夢の湯管理費、節 13 委託料でございます。将来的な夢の湯の改修工事に向けて、現在、設計書につきましては地震前に作成したものがございますけれども、地震後、内容が変わっておりますので、この設計変更委託料といたしまして 130 万円を計上いたしております。

次に、29 ページをお願いいたします。同じ款項の目 10 中央公園及びあそ☆ビバ管理運営費でございます。節 13 委託料と節 18 備品購入費につきましては、あそ☆ビバに遊具を設置いたしますことから、遊具設置に伴います土壌の整備を行う必要がございますので、900 万円の委託料と備品購入の 400 万円、合わせて 1,300 万円を計上したところでございます。

33 ページをお願いいたします。下のほうになります。款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄に英語検定チャレンジ事業補助金とあるかと思いますが、現行、英検など英語検定の回数が年 3 回ほど行われております。阿蘇市は昨年から先行して小学校 5 年生からの英語の授業に取り組んでおりますので、将来的な英語に強い子どもを育てるという意味からも、今回、小学校 5 年生の児童から中学校 3 年生までの生徒を対象といたしまして、年 1 回の受験に係る費用を全額補助するものといたしまして 100 万円の金額を計上いたしているところでございます。

最後に 28 ページをお願いいたします。歳出の合計になります。以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ 2 億 3,266 万円を追加いたしまして、合計で 159 億 9,463 万 2,000 円といたしたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から会議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑を行います。質疑のときにページを言ってください。よろしくをお願いします。

質疑はございませんか。

1 番、佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 1 番の佐藤和宏です。

29 ページのあそ☆ビバの中央公園管理業務 900 万円と、あそ☆ビバ遊具 400 万円、合わせて 1,300 万円ですかね、計上されておりますが、小さいお子さんが遊ぶ遊具だと思いますけれども、一体どんな遊具で、あそ☆ビバの中も工事するようですね、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

今回、あそ☆ビバの委託料、それとあそ☆ビバの遊具という形で予算計上させていただいております。あそ☆ビバにつきましては、平成 22 年に供用開始をされております。この間、累計で約 70 万人の方々に利用されてきております。これまでの公園の整備としましては、滑り台やジャングルジム、ほとんどが固定されている遊具を中心に整備した公園ということで、これまで大きな模様替え等はやってきてないという状況でございます。今回は、来年度に控えてやります国道 57 号の北側ルートの開通であったりとか、J R の運行開始が予定されております。これに併せまして、内牧地区への誘客を図ることを目的にあそ☆ビバを充実させていくということを計画して予算計上させていただいております。

内容としましては、これまで固定した遊具ということでしたので、今回については動くものと考えておりまして、電動カートのコースを整備していきたいと。それと、電動カートについて備品で入れていきたいという計画でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 1 番、佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 小さなお子さんが遊ぶのだとは思いますが、電動カートということですので、多分ハンドルとブレーキぐらいしか付いてないとは思いますが、子どものことなのでハンドル操作は危ないと思いますから、ないとは思いますが、ブレーキとアクセルの踏み間違いとか、けがも考えられますので、そういうところまでできていると思いますけど、どうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） このカートについても、かなり小さいお子様が乗られるタイプのカートでございまして、時速もたしか上がっても 5 km まででないぐらいの速度になっております。これを運行するときには、必ず監視員のほうも一緒におりまして、運用するという形で計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。

27 ページのマウンテンバイクフィールド助成金 100 万円、最近、えらい賑わいをみせていると言われましたけれども、賑わっているところを見たことは私はありませんけれども、100 万円、どういう整備をされるのか、お答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、地元団体等でつくりますコギダス協議会が一般社団法人自転車協会のマウンテンバイク推進事業という補助事業、2 分の 1 を活用しまして事業を行います。それに対して残りの 2 分の 1 を助成するものであります。なので、総額は 200 万円の事業になっております。その中で、内容としましては、内牧のマウンテンバイクコースの備品、パークの備品、特に毎週水曜日にトライアル教室を行っております。その道具や音響設備、それと見学席、それとパンプトラックコースの一部改修を計画しております。

○議長（湯浅正司君） 13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） だから、利用者は何名ぐらいおられますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 何名とちょっとカウントはしてないんですけれども、改善センターのほうに様子を見ていただいております、土曜・日曜あたりは利用者が徐々に増えてきているというところで、私どもも職員が確認に行っておりますけれども、大分、以前よりは増えているというところがございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

12 番、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 12 番、森元です。

27 ページのプレミアム付き商品券事業補助金、それとキャッシュレス決済普及促進事業補助金、これを詳しく説明してください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、まずプレミアム付き商品券の事業という形でご説明させていただきます。プレミアム付き商品券という形で今年度国のほうから事業が行われるという形で連絡が入っております、今回予算計上しているものでございますが、対象となりますのが 2019 年 1 月 1 日時点での住民のうち 2019 年度の住民税が非課税であるもの、それプラス 2019 年 6 月 1 日現在の住民のうち 2016 年 4 月 2 日以降に生まれた子どもという形で、今年の 2019 年 9 月 30 日までの住民の方が対象となるということで、住民税非課税であるものプラス 3 歳半未満のお子様を持たれている世帯が対象となるという事業でございます。これにつきましては、1,000 円の上乗せという形になりまして、お一人 2 万円の購入額で 2 万 5,000 円使用可能な商品券が購入されるということで、5,000 円分がプレミアムに上乗せされているという形になります。

今後の事業計画としましては、この購入引換券をこちらのほうから送付させていただきます

す。非課税の方の場合については、その案内をいたしますので、その案内を持って市のほうで引換券と交換していただく。子どもさんの世帯については、こちらのほうから購入券を送付させていただくという形になります。10月1日以降に商品券の販売を開始いたします。商品券の販売終了については、今現在2月末と、それと商品券の利用終了については3月中という形で、今これについては県のほうと調整をしているという状況でございます。現在、対象となるということで予想しておりますのが、全体で6,000名ほどじゃないかなという形で考えております。

キャッシュレス決済の普及促進事業のほうでございます。キャッシュレス決済につきましては、先ほど財政課長からも説明がありましたように、消費税増税に伴うポイント還元事業というのが10月1日以降始まります。この場合、あくまでもクレジット決済、もしくはタブレット、スマートフォン決済をしなければポイントの還元の対象にならないという形になりますので、各店舗のほうでこのキャッシュレス決済の導入をしていないと、使いたくても使えない、対象になるんだけどポイントがもらえないということ、そういった部分の機会損失も出てきますので、各店舗についてキャッシュレスをしてくださいということで、今、商工会のほうから説明会を開きながら実施しているという状況でございます。ただ、この事業につきまして、国の事業のほうとしてはキャッシュレスのタブレットの部分の部分を補填するという形になりますので、市のほうとしては今後このキャッシュレスが整いました、阿蘇市の商店街ではキャッシュレスで買い物ができますよという部分を宣伝広報、告知をしていく必要もあるということで、今回はこの告知の部分の費用を商工会のほうに補助するという形で考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

19番、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 19番、河崎です。

25ページの目の農地費についてちょっとお尋ねします。この中で多面的機能支払交付金事業の補助金返還となっておりますけれども、返還額は約500万円近くですけれども、この財源の内訳がなかなか理解をしにくいのでお尋ねしますけれども、補助金はどのようなことで返さなにかということと、一般財源とか三角になつとるけんですね、この足し算、引き算のところが理解できませんので、これを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

農地費の多面的機能支払交付金事業補助金返還金でございますが、平成30年度事業分でございます。まず、508万4,000円でございますが、返還の主な内容といたしまして、対象農用地の減少でございます。面積といたしまして63ha減少でございます。詳細について、国道57号北側ルートや小倉と手野の遊水地、それから道路事業等による転用による減少分ということとなっております。

それから、財源内訳でございますが、その他の特定財源でございますけれども、その他の

677 万 7,000 円が、これが地域協議会から返還金総額でございまして、508 万 4,000 円につきましては阿蘇市 4 分の 1 相当を差し引いた分、いわゆる国費が 2 分の 1 で、県費が 4 分の 1 となっております。その分が 508 万 4,000 円でございます。

それから、一般財源で△1,159 万 3,000 円でございますが、こちらのほうが多面的の返還金のものでなくて、財政課長のほうから説明がありましたとおり、11 ページで起債の部分でございますが、更新基盤整備の第 4 阿蘇、第 5 阿蘇の財源変更ということで、起債額を 990 万円ほど増額いたしております。その分が一般財源から地方債の 990 万円に財源変更されたものでございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） まず、28 ページのいこいの村の鑑定委託料が計上されていますが、いこいの村は今後どういうふうなことから、計画があつての鑑定委託でしょうか。それをお聞きいたします。

それと、29 ページの草原情報館の管理なんですけれども、建って間もないと思うんですけれども、外壁塗装ですが、これ大分傷んでいるのか、定期的なものなのか。それについて、お尋ねします。

それと、キャッシュレス決済の件なんですけれども、今の課長の説明にちょっと補足してお願いしたいんですけれども、タブレットは国からの補助で来るかもしれないんですが、QR コードの読み取り機とプリンターが整わないと、特に消費税が変わったら 8%、10%の税金割合を書いたレシートを発行しないと税務署が認めないんですね。プリンターまで付けて貸し出しという形にしないと、お店のほうで、特に小さなお店では対応できないので、そこまで視野に入れた対応をお願いしたいと思います。そういう対応があるのかどうかのお尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、いこいの村の不動産鑑定という形で予算を計上させていただいております。今現在、こういった使い方があるかというのは、正直言いましてもまだ計画は立っておりません。ただ、不動産鑑定をしなければ貸し付けをするにあたって、売買をするにあたって、一定の基準額の検討が付きませんので、今回正式に土地・家屋の現在の不動産鑑定をして、その中で今後の利活用計画について検討していきたいと考えております。

それと、2 番目の 29 ページの草原情報館の外壁でございますが、平成 26 年度の事業でございます。平成 27 年の 4 月に供用を開始しておりまして、約 4 年経って、今 5 年目という形で、ただ場所が場所だけに、かなり風雨に当たっている。そして西日の関係で非常に外壁について色が取れてきております。本来であれば木でございますので、メンテナンス関係を定期的に塗る必要があつたんですが、ちょっとこれまでそれをしておりませんでしたので、今回、改めて塗装のほうをやり直すという形で計画しております。

それと、キャッシュレスの関係でございます。今回、このキャッシュレスの決済事業については、経済産業省の事業で今動いております。商工会のほうが中心となってリクルート側とやりとりをしながら動いております。この経済産業省の事業の中で、先ほど谷崎議員が言われました、タブレットの部分、それと今回の事業としてはタブレットプラスカードリーダーですね、読み取る部分、それまでは国のほうの事業で貸与があります。ただ、このレシート用のプリンターの部分が対象になるか、ならないかということで、今、国のほうとやりとりをしておりまして、国のほうが今2つ構えの補助金をされております。キャッシュレス化に伴う事業、その場合についてはタブレットとカードリーダーのみでございまして、レシートの部分が対象外となると。それともう一つ、ポイント還元の軽減税率側の補助事業がございまして。その軽減税率側の補助事業であれば、レシートの部分というよりもポストレジですね、ポストレジ、レジを変えるときに対してのプリンターの部分、税率が変わる、2つの税率が印字されるプリンターの部分が対象となるという説明があっておりまして、今回私どものほうで計上させていただいている部分については、キャッシュレス化に伴う事業で取り組んで折りますので、レシートの部分について対象外になるという説明があっておりますので、今回この補助事業の中についてはレシート用のプリンターについても、今回の事業の中に入れていくという状況でございます。ただし、この場合については、3分の2という形で自己負担も発生するという形で補助金について考えているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 8番、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 3分の2でも入れているということであれば、一応1セット揃いますので、それが市の持ちものとして貸し出すという形になるんでしょうかね。誰の持ちものになるかというののちょっとお聞きしたいんですけれども。

それと、軽減税率の問題で、レジそのものを入れ替える補助金もありますけど、それと両方して、並立しては使えませんので、そこら辺の違いというものをもう一度、商工会のほうにもゆっくり説明していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） このレシートプリンター、やはりレシート発行なのでかなり消耗品的な扱いで考えておりまして、今回については商工会の持ちものという形で、商工会から貸し付けるという形でやっていきたいと考えております。

それと、先ほどの軽減税率のレジの交換の部分、あくまでも軽減税率に伴いますレジ交換についても、商工会のほうにもかなり情報は入っているかと思います。昨年から国のほうも情報を流しておりまして、あくまでもレジ交換の補助金については20万円が上限という形で、あくまでもあれの場合はレジ交換という形になりますので、若干今回のキャッシュレスのほうとは違う事業が国のほうで動いておりますので、その部分、再度商工会のほうと詰めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 18番、田中でございます。

27 ページの仙酔峡のインフォメーションの多言語化に伴うことでちょっとお尋ねします。非常にこういうことで現地においては、この前、花の祭典からいろいろで2万人もおおいになったと。ところが、私も今日ちょっと上がっていったんですが、飲食、ジュースボックスか、あれは1台あるんだけど、結局来場者がこの前ちょっといろいろの方とお会いしましたら、何も食べるものがないじゃないかと話があったんですね。いろいろ話を聞きましたら、一の宮に飲食組合みたいのがあるみたいでそういうところで、要するにツツジのシーズンとかの花の祭典の土・日・祭日ぐらいは何らかの形でファーストフードみたいなやつを出すことができないかという意見もありました。その辺に対してどうお考えか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、あそこのつつじ祭り期間中の期間中の飲食というか、露店については、今回行ったのは今まで常連で来ていただいております露天商とか、地元で出してあるグループがあるので、そこにご案内をしました。今度、どうされますか。参加されるならば、一部料金いただきますので。それで、露天商の方はお申し込みになりました。そして、地元の方も大分検討されたんですけども、結局テントを張っていただけませんでした。私もちょっと、今回非常に飲食が非常に寂しかったんですね。なので非常に課題に思っております。ただ、ずっとこれは言葉が悪いかもしれませんが、既得権といいますか、販売スペースにおいては、そういったものがあると。なので、私も途中で婦人会の方たちにご汁でも出してもらおうとか、話したんですけども、なかなかそこは丁寧に今までの販売のスペース、仙酔峡の一番最盛期からの流れがあるので、そこには丁寧に扱うようにということで、しかしながら予約はしてあるけど、どうしても予約はしてありながらテントを出していただけない、販売していただけない。そういった今回失敗がありましたので、地元の常連の商工会の方たちともどうしたらいいかということで、今後、協議をする予定でありました。ご指摘ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） そういう努力をされたということでございますけれども、もう一回精査して、せつかくですからその多言語化とか、いろいろそういう施設面について準備することであれば、少し精査しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、これはちょっと別の話で今朝も上ったら、強風で随分、仙酔峡道路の青年の家から上の桜の木が飛んで、何箇所か木が散乱してりますので、ちょっと片付けといていただくようにお願いします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

9番、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田でございます。

33 ページの委託料なんですけれども、児童送迎というところで、これが小学生また中学生まで入っているのか。大体この3地区で人数がどのくらいいるのかと、この予算の算定の仕方をお聞きます。

それで 37 ページの桜の伐採等業務委託料、一番上ですけども、これは一の宮運動公園

となっておりますけれども、内牧の体育館のあの横の大変きれいな桜があるんですけれども、あそこも大変てんぐ巣病が入っているということで地元からお話をいただいて、一応お話ししておるんですけれども、ここの内容と、38 ページの地域コミュニティ施設等再建事業、この申請が大体どれだけ出て、大体どれだけ申請が通ったのか。それと受付が大体いつまで受付ができるのか。

この3項目、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

33 ページの委託料、児童送迎ということで、これにつきましてはタクシーによる子どもさんの送迎ということで、今回△120 万円ということで、高尾牧場の分がなくなったということで聞いております。数については、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

それから、37 ページの桜の伐採ということで、これにつきましては一の宮運動公園の桜の木ということで、てんぐ巣病にかかっておりますので、今、枝が枯れて危険性があるということで伐採を計画しております。

それから、38 ページの地域コミュニティ施設等再建事業ということで、これについては令和に入りまして今回の 939 万 6,000 円の分につきましては、11 件の分を上げさせていただいております。募集といいますか、申請年度としましては、今年度ぐらいが目途かなと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 9 番、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） わかりました。児童生徒数は、後ででもちょっと教えていただければよろしいですかね。

それと、一の宮運動公園の桜もそうなんですけれども、内牧のほうもちょっとすみませんけど、確認のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 25 ページの上から 2 番目の畜産クラスター事業のことです。畜産環境条例も制定されておりますけれども、対象者、それから場所、どういう事業をされるのか。そういう条例とか臭気計測器も買われたそうですけれども、それと照らし合わせてちゃんと問題がないか、そういうところをよろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 25 ページの畜産振興総合対策事業費でございます。いわゆる畜産クラスター事業でございまして、対象者につきましては黒川地区の個別経営をなさっている繁殖農家でございます。整備内容といたしまして、繁殖牛舎 1 棟を新設。それと、堆肥舎を 1 棟新設ということで、総事業費 1 億 4,400 万円強の事業費が計画されているところでございます。今回 2 分の 1 以内の 6,282 万 1,000 円を計上させていただいております。

それから、畜産環境保全条例に基づきます事前協議でございますが、本年３月に事前協議書のご提出をいただきまして、その内容を精査いたしまして、地域の合意形成ということで説明会の実施も行われておりますし、内容的にも環境対策についても十分お示しもしていただいております。そういったところで、総合的に判断いたしまして、保全条例上、事前協議の終了書を事業者のほうに送付をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 42 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、議案第 42 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました議案第 42 号、令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

資料のほうは別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。元号の表示でございますけれども、元号改正に伴いまして令和に統一させていただいております。

第 2 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 173 万 5,000 円を追加しております。歳入歳出それぞれ、トータルしまして 6 億 6,048 万 9,000 円といたします。

3 ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、起債限度額 1 億 2,750 万円につきましては、社会資本総合整備事業の補助金内示に伴いまして 80 万円を増額いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳入でございますが、歳入につきましては、社会資本総合整備事業の補助金内示に伴いまして増額をしております。内訳としましては、款 3 国庫支出金、目 1 下水道事業費国庫補助金 93 万 5,000 円を、また款 8 市債、目 1 下水道事業債では 80 万円を増額しております。

次の 6 ページ、歳出でございますが、款 1 総務費、目 2 維持管理費及び款 2 事業費、目 1 下水道事業費の人件費につきましては、4 月定期異動に伴いまして減額をしております。

7 ページをお願いいたします。同じく款 2 事業費、目 1 下水道事業費になりますが、社会資本総合整備事業の補助内示に伴いまして増額補正をいたしております。節 15 工事請負費の処理場耐震改修などに関します改築工事費 187 万円を増額しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 43 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 19、議案第 43 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 43 号、令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊 6 の 1 ページをお願いいたします。元号の表示でございます。第 1 条におきまして、平成 31 年度特別会計予算全体の元号の表示につきまして令和に統一させていただいております。

第 2 条です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 59 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 3,849 万 6,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴いまして生じました人件費の過不足分を調整するものでございます。

歳入におきましては、一般会計繰入金、歳出におきまして一般管理費で、それぞれ 59 万 4,000 円の増額とさせていただいております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 44 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 20、議案第 44 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 44 号、令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 7 の 1 ページをお願いいたします。こちらも元号の表示につきまして、令和に統一させていただいております。

第 2 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,568 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 1,497 万 3,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきまして、1,923 万 2,000 円の減額としております。こちらにつきましては、議案第 38 号で市民部長が条例改正につきましてご説明申し上げました。非課税世帯の第 1 号被保

険者の保険料につきましては、10 月に予定されております消費税引き上げに併せて本年、来年と段階的に減額調整することとなっております。本年度減額相当分を補正するものでございます。

続きまして、款 8 繰入金、目 3 その他一般会計繰入金におきまして 1,531 万 8,000 円の増額としております。こちらにつきましては、4 月の人事異動に伴う人件費を補正計上するものでございます。

続きまして、目 4 低所得者保険料軽減繰入金に 1,923 万 2,000 円の増額としております。上段の保険料軽減分、こちらにつきましては国が 2 分の 1、熊本県と阿蘇市が 4 分の 1 ずつ負担することになっておりまして、一般会計に受け入れて、この特別会計に繰り入れるものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出になります。款 1 総務費、目 1 一般管理費に 1,568 万 7,000 円の増額としております。主に人事異動に伴う人件費といたしまして、その影響によるものでございます。

6 ページ、をお願いいたします。こちら、保険給付費におきましては、保険料軽減調整に伴う財源変更を行うもので、補正額についてはございません。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 21 議案第 45 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 21、議案第 45 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 45 号、令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 8 の 1 ページをお願いいたします。こちらにつきましても、元号の表示につきまして、令和に統一させていただいております。

第 2 条です。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 32 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 2,910 万 8,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入におきましては、款 4 繰入金、目 1 事務費繰入金につきまして、32 万 5,000 円の減額としております。人件費等事務費の経費に充てる分でございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費に 55 万 5,000 円の減額としております。4 月の人事異動に伴う過不足分を調整するものでございます。

6 ページをお願いいたします。目 1 徴収費として 23 万円の増額計上とさせていただいております。こちらにつきましては、本年度軽減特例の見直しにおきまして、納付書の様式の変更を要するため、その分の印刷製本費を増額計上とさせていただいております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 46 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 22、議案第 46 号「熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書のほうに戻っていただきまして、80 ページをお願い申し上げます。ただいま議題としていただきました議案第 46 号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更しようとするときには、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成団体の議会において同文議決を求めるものであります。

81 ページからの新旧対照表にて詳細の説明をさせていただきます。

別表第 2 が組合の共同処理する事務のうち第 3 条第 10 号に関する事務。これはどういった事務かと申しますと、交通災害共済事業となっております。構成団体である合志市が 8 月 31 日をもって、この共同処理する事務から脱退することになりましたので、構成団体同文の議決によって熊本市町村総合事務組合規約の変更となるものでございます。

この規約につきましては、令和元年 9 月 1 日の施行となります。

以上になります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 17 番です。

この件は、全市町村は入っていませんが、入っているメリットとか、脱退してのメリットとか、どういう内容になっていますか。または、負担金があるとか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、災害共済という形で保険制度につきましては、負担金といたしまして 40 円を基本といたしまして、平成 27 年の国勢調査の人口、これを掛けまして毎年負担金として 108 万円を市のほうから負担しておるという状況でございます。事の起こり

といたしましては、昭和 45 年から、交通災害、住民が事故に遭ったときに、このお見舞金を支給という形で当時から発足しておる中で、今、38 の団体がこの事業に協賛して運営を行っているということでございます。今回抜けられました合志市のほうにつきましては、合志市の方針といたしまして、こういった共済制度につきましては民間さんの保険制度等が、発足当時の昭和 45 年から大分変わってきておるということもございまして、抜けられるという選択をされたということでございます。阿蘇市におきましては、昨年も 18 名ほどがこの見舞金の制度を活用されておると。また、例年大体 20 件から 30 件ほどがこういったことを受けておるということで、継続して取り組んでおるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） そういうことであれば、阿蘇市も件数はそれだけかもしれません。合志市とか大津町、菊陽町も入っていますよね。こういうところは人口が増えるので、またその件数的には多いんじゃないかなと思いますし、入っているほうがいいんじゃないかなとかと私は思いますが、今回阿蘇市は、このまま継続ということですか。そのほうが、先ほどおっしゃったように民間のほうも充実してきたということですが、その考え方はないですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今おっしゃられたように、検討する価値はあるかなと思っております。ただ、こういったものにつきましては、先だっても自転車等の事故で保険は何も加入してないとかいう部分もあったりとかします。そういったものも、自転車の事故等もこういった見舞金が対象になっていたりという部分もございますので、今のところ、阿蘇市といたしましては、これにつきましては継続していきたいと考えておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23 議案第 47 号 字の区域の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 23、議案第 47 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました議案第 47 号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

議案集の 82 ページをお願いいたします。提案理由としまして、本件は阿蘇市一の宮町宮地字中湧崎地内の一部の字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の既定により議会の議決を求めるものであります。

次ページ、83 ページをお願いいたします。字の区域の変更調書でございますが、変更前の字「中湧崎」の地番 5758 番 1 ほか 10 筆を「中平原」に変更するものでございます。この地番につきましては、主に大和ハウス工業の所有地でございます。

次ページ、84 ページ、85 ページに変更前、変更後の区域を示しております。今回、字界、字名の変更をする地域は、字名中湧崎にあります大和ハウス工業の所有地を隣接する中平原に変更するものであります。大和ハウス工業は、平成 4 年に当時の一の宮町と進出協定を締結し、これまでに 1 街区から 3 街区を開発し、宅地分譲等による転入や定住者が増えている成果が表れております。当該地につきましては、今後 4 街区の開発分譲を行う区域に当たりますが、字名を読みやすく変更することで、移住・定住者に親しみを持ってもらい、さらに定住者の増加を図っていきたいと考えております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 字の変更はいいんですが、残りの部分はもう大和じゃないわけですか。ピンクの部分。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ピンクの部分は、個人さんの土地になります。議案集の 84 ページと 85 ページの違いで、85 ページの左上のほうのピンクの部分がございますが、その部分は中湧崎という形でそのまま個人様の土地でございますので、今回は変更しないという形でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 24 議案第 48 号 国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について

○議長（湯浅正司君） 日程第 24、議案第 48 号「国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今議題としていただきました議案第 48 号、国営大野川上流地区土地改良事業の事務の委託について、ご説明申し上げます。

議案集の 86 ページ、87 ページでございます。提案理由としまして、本件は阿蘇市と大分県竹田市において、国営大野川上流地区土地改良事業の阿蘇市が管理する部分の事務の委託について、協議により規約を定めたいので、地方自治法第 252 条の 14 の規定により議会の議決を求めるものであります。

補足説明いたしますが、阿蘇市においても来年度より供用開始となる国営大野川上流地区土地改良事業による造成された基幹施設、大蘇ダム、平川頭首工、導水路の維持管理を行うこととなります。維持管理費用の軽減措置として、国庫補助事業である基幹水利施設管理事業を導入いたしますが、事務の効率化、迅速化を図るため、同事業に係る事務の一部を大分県竹田市に委託するものであります。

87 ページに別紙として委託に関する規約を掲げておりますが、第 1 条、第 6 条まで委託に関する規約を定めるものであります。この規約は、公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 25、議案第 49 号「工事請負契約の締結について」と日程第 26、同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」並びに日程第 27、同意第 3 号「固定資産評価員の選任について」、また日程第 28、諮問第 1 号並びに日程第 29、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。よって、日程第 25、議案第 49 号「工事請負契約の締結について」と日程第 26、同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」並びに日程第 27、同意第 3 号「固定資産評価員の選任について」、また日程第 28、諮問第 1 号並びに日程第 29、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、委員会の省略することに決定いたしました。

日程第 25 議案第 49 号 工事請負契約の締結について

○議長（湯浅正司君） 日程第 25、議案第 49 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 88 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 49 号、工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件は阿蘇市立波野保育園の改築工事、木造一部鉄骨造り金属屋根葺き、平屋建てでございます。延べ床面積が 580 ㎡程度になってきます。この件につきましては、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産のまたは処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございますけれども、阿蘇市立波野保育園改築工事。契約の方法は、指名競争入札。契約金額、消費税を含めまして 2 億 6,862 万円になります。契約の相手方、阿蘇市内牧 963 番地 2、株式会社田上建設。代表取締役は、吉良猛でございます。本件につきましては、5 月 24 日に入札を行い、現在仮契約中でございます。関係条例の規定に基づきまして、予定価格が 1 億 5,000 万円以上でございますので、議会の議決をいただいた上で本契約、そして工事着工へと移らせていただきます。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

これ、契約の目的は今度は、保育園は場所が変われば、これは改築じゃなくて新築の工事じゃないんですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今の質問にお答えします。

建築のほうで表現する場合に、新しく建てる場合でも既存のものがある場合を建てる場合は改築という名称をするようになっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 請負業者さんのことでお尋ねしますが、以前、阿蘇市がいろいろな市外の業者も含めて事業を発注していたときは、特定の業者といろいろな関係があるのじゃないかといった指摘も議会でありました。ところが市内の業者さんを中心に発注を進めたところ、この田上建設さん、ほとんどの事業に、波野の小学校も、保育園も、災害公営住宅も、この業者さんが落札をしておられます。この入札のあり方は、どのような形を取っておられるのか。ほとんど目にする業者さんが独占的に取っておられますけれども、その点をご説明いただきたいと思います。何社ぐらいでこの入札を計画しておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問にお答えをいたします。

阿蘇市の入札制度につきましては、指名競争入札制度を用いておりますので、内部で組織いたします指名審査会において業者を選定し、指名を行い、その指名業者をもって入札会を開いているところでございます。過去の建築工事においては、阿蘇市内に特定建設業を持つ業者のほうがおりましたので、市外の業者を指名いたしまして入札会を行ってきた経緯がございます。もともと指名競争入札制度を用いているのは、地場産業の育成ということが大前提にありますので、全ての工事においては、まず市内の業者を優先的に選んでおります。中には工種によって市内の業者ができない場合もありますので、市外の業者を指名することがあります。建築工事においては、今申しましたように、市内の業者に特定建設業を持つ業者がおりましたので、これまで市外の業者に指名を行ったのと、そういった場合には市内の業者に技術の習得を目的に J V という形を取って市内の業者の工事に参加する機会を持ってきました。近年は、特に地震以降、その J V というやり方では業者が不足するので、単体による発注を行っております。今回の入札については、阿蘇市内の特別建設業を持つ 3 社を指名し、3 社が応札をしておりますけれども、この 3 社指名というのは今回が初めてでございます。前回までは、この市内の 3 社に近隣の大きな建築業者を加えた 5 社程度で入札を行っておりました。阿蘇市の入札会のルールでございますけれども、指名競争入札で

ございますので、1 社入札は当然開くことはできません。2 社以上あれば入札会を開くことができますので、指名した業者で2 社以上の参加があれば入札会を開いて入札会を成立させております。この指名するときの業者の数でございますけれども、今申したように最低が 2 社ということがある他に、上限が何社ということがあるわけではありません。例えば、一番わかりやすいのは土木なんですけれども、土木なんかは金額によってその指名を行っておりますので、例えばCランクの工事に該当する工事であれば、Cランクの業者が全て入ります。今回のような建築工事においては、地震のときなんかも特にそうだったんですけれども、この工事を取ってもらうためには、数を多く入れたほうが当然可能性は広がるんですよ。でするので、地震の最中においては、やっぱり指名する業者の数を多くして入札会を開いておりました。ですが、本年度については、その地震の災害復旧等も大分落ち着いてまいりましたので、3 社でも大丈夫だろうということで3 社指名の3 社応札となったものでございます。

○議長（湯浅正司君） 16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） やっぱり私たちも含めて、市民から見たときも、土木に管理してはそれなりの業者の数で、競争入札が行われております。建築の場合、ほとんど市内にそういう業者がいないと。それとももう一つは、行政のほうで、発注するほうがお願いしますといったような形で発注するもんですから、特定の業者がもう持ち回りですよ。それで、公平な競争入札と言えるでしょうか。競争入札の原理、ご存知ですか。1 社や 2 社で、1 社はもちろんありませんけど、現実的には2 社か3 社でしょうけど、それで公平な競争入札と言えますか。やっぱり市民から見たときに、いつもあの方が取つとると。それが公平な入札と言えるかなと私は思うんですよ。ですから、土木のほうは多数の業者さんが、形式的であっても入札をしておられます。ただ、建築の場合、数が2 社や3 社で、市民から疑いの目を掛けられんでしょうか。それをお尋ねしたい。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 入札の結果、田上建設については波野支所庁舎建設、それに新小里団地、小里団地の3つを取っておられます。波野の災害公営住宅については、特定建設業ではない地場の建築業者が取っておられます。ただ阿蘇市が採用しておりますルールから申しますと、2 社以上であれば競争の原理は働きますので、結果として、一つのところに重複したということはあるかもしれませんが、ルール上は競争原理は働いていると思っております。

○議長（湯浅正司君） 16 番、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 山口課長と競争のあり方について、私は認識が違います。1 社、2 社でするのが競争になりますか。疑問はありますけれども、提案ですので、提案に関しては賛成しますけれども、やっぱり今後、何らかの形で研究を重ねる必要があるんじゃないかなーかと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 大変重く意見を受け止めたいと思います。この3 社になった経緯についてもあるんですけれども、地震の後に災害公営住宅の入札を行った際に、最初は熊

本県内の上位 7 社ということで入札を行いました。2 回とも辞退ということで、不調が続きましたので、3 回目のその災害公営住宅につきましては、地場の 3 社に、近隣の 2 つの業者を入れた経緯もございます。ですが、そのご意見はそのとおりだと僕もちょっと思いますので、今後の指名の仕方については、今いただきました意見を基に、再度検討を重ねたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 15 番、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 関連で質問いたします。

この場合、3 社は、他の 2 社の名前と、このときの落札率は何%でしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご質問にお答えいたします。

残りの 2 社につきましては、熊本紅屋と成瀬建設でございます。落札率については、99.59%です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 田中でございます。

今までの経緯はわかりますが、平米数が 580 m²ということで、坪単価にしますと 153 万円ぐらいになるんですね、単価がですね、落札金額からすると。ただこの場合、お尋ねしますが、建築工事だけですか、これ。もしあれであれば建築工事、外構とかいろいろ入っていれば、建築本体は 580 m²かもしれませんけど、建築本体の金額はいくらぐらいだったんですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

質問にあったとおり、この請負金額については外構、乗り入れ道路等含まれております。額については設計額になりますので、建築単価の部分だけをちょっと説明させていただきますと、主要構造物の部分だけで計算をさせていただきますと、一般的な面積当たりの単価という表現になりますと、主要単価が 30 万 1,000 円の平米当たりですね。坪に直すと、大体 99 万 6,000 円、坪当たりという形になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 49 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 26 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（湯浅正司君） 日程第 26、同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 89 ページ、90 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。提案の理由でございますけれども、本件は阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了、任期満了を迎える日が令和元年 6 月 30 日でございます。任期満了に伴いまして、固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方自治法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方は、石寄寛二氏でございます。任期が、令和元年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日、3 年間となっております。住所、生年月日、略歴等については、90 ページに記載のとおりとなっております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 2 号について採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 27 同意第 3 号 固定資産評価員の選任について

○議長（湯浅正司君） 日程第 27、同意第 3 号「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

当事者である税務課長は、退席をお願いいたします。

〔税務課長 退席〕

○議長（湯浅正司君） それでは、総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 91 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 3 号、固定資産評価員の選任について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件は阿蘇市固定資産評価員を選任したいので、地方自治法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

これまでもこの固定資産評価員につきましては、税務課長が兼任をいたしておりました。本年 4 月異動に伴いまして、新たに税務課長、市原修二となりました。そういったこともありまして、今回、固定資産評価員の選任ということで市原修二氏を選任したいので同意を求めるものでございます。生年月日、住所等については、記載のとおりとなっております。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 3 号について採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。同意第 3 号、固定資産評価員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

それでは、税務課長の入室を許します。

〔税務課長 入席〕

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 2 時 20 分から始めたいと思います。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。日程第 28、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに日程第 29、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号並びに諮問第 2 号は、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 28 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 29 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（湯浅正司君） 日程第 28、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに日程第 29、諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） ただ今一括議題とさせていただきました、議案集の 92 ページから 94 ページをお願いしたいと思います。諮問第 1 号及び諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は人権擁護委員の任期満了、これは令和元年 9 月 30 日に伴いまして、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。今回、法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補者の推薦につきましては、阿蘇市には現在 9 名の人権擁護委員さんがおられます。そのうち今回は 2 名の委員の方が本年 9 月 30 日で任期満了を迎えられるので、新たに候補者を諮問するものでございます。ちなみに任期は令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

まず最初に、92 ページになりますが、諮問第 1 号です。推選する方は、園田みよ氏です。一の宮町中通在住で、現職の委員であります。再任で 3 期目の推薦という形で今回提案をさせていただきます。

次に、93 ページをお願いいたします。諮問第 2 号でございます。推薦される方は、坂梨征子氏です。一の宮町坂梨在住で、現職委員であられ、再任で 3 期目の推薦でございます。今回推薦いたします 2 名の方の経歴等は、94 ページの載せております。94 ページに記載しておりますとおり、職歴、経歴とも申し分なく、また地域社会において信頼され、人格・識見や中立公正さを兼ね備えており、社会貢献の精神に基づいて人権擁護委員活動が期待できる候補者でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」並びに諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。本案は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。従って、諮問第 1 号並びに諮問第 2 号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第 30 報告第 8 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出

について

○議長（湯浅正司君） 日程第 30、報告第 8 号「株式会社A S Oワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議案集 95 ページをお開きいただくとともに、別冊 9 としてお配りしております報告第 8 号、第 12 期の決算報告書をご覧くださいと思います。

本件につきましては、95 ページのほうに書いてありますように、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社A S Oワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

本件につきましては、昨日の全員協議会のほうで詳細のほうを説明させていただいたところでございますが、平成 19 年 11 月に設立をされました本株式会社でございますが、今回第 12 期の決算報告となっております。別冊 9 の 2 ページ目、3 ページ目をお開きいただきますと、主要な事業といたしまして、業務請負事業と、それから指定管理事業ということで、業務請負事業といたしましては、阿蘇いこいの村の除草をはじめとする各種の委託業務、それから指定管理事業として農村環境改善センター等の指定管理事業を請け負っておるところでございます。

2 ページの中ほどに第 12 期、今期の決算状況を示させていただいております。請負事業が収支で 70 万 7,775 円のプラス、それから指定管理事業については 104 万 1,350 円のマイナスということで、一番右下になります、当期の純利益としては△36 万 1,068 円であったということで資料の提出があつておるところでございます。

以下、資料の内容、また貸借対照表等を付けさせていただいておりまして、最後のページのほうに監査報告ということで監査委員からの監査結果を適法、適正に記載されていると認めるということで監査報告もいただいております。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 書類の内容について、質疑はありますか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

7 ページの消費税が 1,100 万円計上されております。大体売上げ高の使用料収入と雑収入合わせたぐらいの金額が全部消費税で納めているという計算になります。人材派遣がほとんどですので、人を派遣して、先日全協のときに時給 800 円という話がありましたが、それに消費税が乗るので 864 円、10%に上がったら 880 円になります。市のほうで直接雇う場合は 1,000 円ということで、ほとんど差が、消費税が上があれば上がるほど差がなくなってきて、委託の意味があるんだろうかという時代が来るんじゃないかと思いますが、そこら辺りの認識はどう持っておられるか、ご質問いたします。

それと人件費の続きなんですが、先日も全協で言いましたように、温泉センターが閉館し

ているのに 1,000 万円かかっております。その中の人件費が 380 万円ですから、約 400 万円ですけれども、それに対して事務費がやっぱり 300 万円ぐらいかかっております。これが 1,000 万円のほとんどの費用なんですけど、時給で計算すると 300 万円の 2 倍だったら 1,600 万円ぐらいで換算できますけど、そういったところの効率の悪さに対して改善する余地をどのように考えておられるか、ご答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今ご質問いただきました、消費税に関する件からご回答させていただきます。昨年も同じようなご質問をいただいたかと思います。これにつきましては、あくまでも私どもが雇うという形ではございませんで、これは業務の委託を行うという形でございます。全ての業務、直接行うことができれば、人件費として消費税はかかってこないということですが、やはり業務を委託するということになりますと、その委託料に関しての支出は当然必要になってくるということで、やはり 8%、10%という形がございます。我々が行革という形のもとに直営ではなくて事務委託ということを進めると、どうしてもその問題は発生してくるのかなというところでございます。そういったところについては、議員のほうからご指摘がございましたような部分もございますが、総合的に勘案して、効率的な行政運営をやっていかなきゃいけないというところでございますので、我々が直接雇って運営していったほうがいいのか、委託をすることで経費の削減とともにサービスが向上していくという形になるのか。そういったところを今後も吟味していく必要があるのじゃないかなと思っておるところでございます。

それから、2 点目の温泉センターの部分についての休館に対する委託という部分につきましては、今後、そういった、昨日の全員協議会でもご指摘がございました。実際絞れるところは絞れるのではないかと。単純に我々から見たときに、委託をしていく立場、それからワークネットさんはワークネットさんでの経営上の立場というものがございます。そういったところは十分意見交換をしながら進めさせていただければと思っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 31 報告第 9 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（湯浅正司君） 日程第 31、報告第 9 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今議題としていただきました報告第 9 号「一般財団法人阿

蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」提案させていただきます。

資料のほうは、議案集、一番最後の 96 ページ目、それからお手元のほうに別冊 10 の資料 1 と資料 2 ということで、2 冊の資料を提出させていただいております。

提案理由につきましては、本件は地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する資料を提出するものでございます。

別冊 10 の資料 1 のほうをお開きいただきますと、1 ページ目のほうに平成 30 年度の事業報告書ということで提出させていただいております。昨日、全員協議会のほうでもテレワークセンターの事務局次長のほうからご説明がありましたが、平成 24 年度に一般財団法人という形で会社運営形態を変えております。また、光ネットワーク施設の指定管理事業、それから IT サポート事業、地域システムの管理事業、またコンテンツ事業ということで事業を展開していらっしゃるという状況でございます。経営状況につきましては、2 ページ目、収支決算書をお開きいただきますと、中ほど、事業活動収支の部の決算額といたしまして、事業活動収入合計 6 億 9,602 万 2,417 円が決算額。また、支出の部といたしまして、当期支出合計が 6 億 1,817 万 6,816 円ということになっておりまして、決算額の当期正味財産増減額が 3,458 万 9,119 円ということになってきておるところでございます。

先ほど、歳入の補正予算の中で一部説明させていただいたところなんですけれども、この資料 1 の 7 ページ目をお開きいただきますと、テレワークの管理会計、こちらのほうの款の事業活動収支の部の 2 の事業活動支出、ここの一番下の段、雑支出というものがございます。この中に寄附金といたしまして 2,103 万 7,005 円、これが寄附金として出てっております。これにつきましては、先ほど予算化で 1,000 万円、また実収入として 1,500 万円ほどと申しましたが、一般の寄附金といたしまして 1,512 万円を寄附として市のほうへ納めておると。また、534 万円ほどを指定管理事業に伴います総合的な包括委託の部分につきましては計上の分につきまして出ておりますので、これを合わせました 2,103 万 7,005 円がこの雑支出という形で出ていらっしゃるという状況でございます。

その他、貸借対照表、それから財産の目録等を付けさせていただいておりまして、最後のページのほうになりますが、29 ページ目になります。決算報告といたしまして、各監事のほうから経営状況につきまして、それから関係の書類について監査を実施しましたところ、適正に処理されているということで監査の報告もいただいております。

資料 2 につきましては、各種の事業等につきまして、また収益等につきましてをわかりやすくまとめさせていただいておりますということで提出がっております。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 書類の内容について、質疑はありますか。

8 番、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

全協とも重複しますが、収支決算書の「差異」のところが予算額から決算額を引いてあって、決算が増えたのにマイナスになっているんですね。決算が減ってプラスになっていますので、これは逆なんじゃないかということでは言わせていただきましたけれども、貸借対象

表のほうは逆に前年度から今年度増えたらプラスになっていますので、そこの表記の仕方をもうちよっと工夫していただきたいと思います。

それと、6 ページの委託手数料、委託費支出というのがあるんですが、4,900 万円ですか、決算でですね。これはどこに何を委託しているのか。

あと、先ほど課長が説明された寄附金の 1,500 万円、これがやはり事業費の支出の科目として寄附金と科目を上げていただかないとわかりづらいかと思うんですけれども。

その 3 点について、お尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） まず、マイナス、プラスの表記の部分についてでございます。こちらのほうにつきましては、今回、この経営形態が一般財団法人という形を取っておりまして、我々も詳細については得ておらないところなんです、これを一般財団法人についての会計ができるような税理士さんというのはなかなかいらないという形で、これを専門にされている方を委託されておるということで伺っておりまして、従来からこの表記の形を取っておられるということでございます。また、詳細につきましては、テレワークセンターのほうにその状況、今、議員がおっしゃられた表記の形にできるのか、またそこは再度確認させていただければと思います。

それから、決算書の 6 ページ目の委託費の支出 5,300 万円というところにつきましては、テレワーク事業会計の中での委託という形になっておりまして、具体的にはちょっとそこは持ち合わせておりませんので、また確認してご報告させていただければと思います。

それから、先ほど申しました雑支出となっており、その寄附金として表示したほうがいいんじゃないかというお話でございました。我々が収入する際も雑収入という形での寄附金はやってきておるところでございまして、この一般財団法人の会計の方式としてこういった形で取られているのじゃないかと思いますが、そういったご指摘のとおり支出の書き改めができるのではないかと。また、そのところは当該税理士さん等と相談させていただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） ちょっとお尋ねします。IP 電話の契約とありますが、これはどういった契約ですかね。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） IP 電話と申しますのが、お知らせ端末を使って、いわゆる圏域外への電話発信、050 何とか、かんとかというような形で、携帯電話にもかけられるようなインターネットの契約を基に、それから直接携帯電話のほうへ電話をしたりということができるということになっておりまして、これらの契約者数が資料 2 の中の 5 ページ目のほうにあります、IP 電話の契約者数ということで 81 件が出ておるところでございます。IP 電話につきましては、以上のような契約者がいらっしゃるというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） それでは、今一般の、私のところもありますが、契約ができるということですかね。そして、市外にもかけられるということになるわけですかね。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） これにつきましては、あくまでもインターネットの契約があられる方の付加サービスとなりますので、インターネットの契約を結んでいただくことがまず条件です。その付加サービスといたしまして、この I P 電話の機能が使えることになるということでございます。

○議長（湯浅正司君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） インターネットがあれば使えるというわけですね。なかなか今、固定電話を使わないで、もう料金を払わないということで解約される方が多いので、結局インターネット契約があれば、そちらのほうに変えてもいいということになりますかね。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おっしゃるとおり、インターネットを使った I P 電話となりますので、これは世界中へ発信できるとともに、096722 の 3111 番と押せば、それから発信すると。当然、通話料は発生すると。また、ユニバーサルサービス料ということで、皆さん方が普通に家の家庭電話ですね、そういった料金体系になっていくということでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

13 番、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 一つだけ、従業員のことです。30 名ほど正社員とか契約社員ときおられますけれども、職員さんの出入りが激しいと聞いております。いろいろ辞めた人から聞けば、残業代とかそういういろいろ何か問題があって辞めた人が多いように思われます。そういうところの監視というか、管理とか、そういうのはちゃんとされていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 従業員の出入りということでございます。なかなか特殊な業務で、インターネットとかそういったところで、若い世代、そういったところに頼っているような部分もございます。外部でいろんな資格、経験を持たれた方々、そういった方々を探しながら経営に当たられておるという形でお話は聞いておるところです。また、残業代の問題とかいう話でしたが、そういったところについては、きちんと雇用の契約だったり、そういったところは法的にもあるはずですので、そういったところはきちんとするようということで、私どもも指導といいますか、お話はさせていただいているところでございます。そういった話を聞き及んだ場合には、当然そういったものについても、従業員の方々、きちんとご理解していただいた上でやっていくという形が基本でございますので、そういったところにはお話をさしあげているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

9 番、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 1 ページの所在地が阿蘇市の西湯浦 1451 の 11 ということで、実際、ここには誰もいらっしゃいません。それと、建物があるわけなんですけれども、昔事務所で

使っていたところが。大変眺めもよくて、あのままにすると防犯上もよくないし、行政主導で何か考えていただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） テレワークセンター自体の所在地につきましては、昨年も質問いただいたかと思いますが、条例上の設置の場所、それからこの財団が発足しました当時、平成 24 年でございましたけれども、この際にはこちらのほうの西湯浦のところで発足しておりまして、いろんな看板設備ですとか、そういったところについてもいろんな変えていく必要な部分もあったりというところでございます。なかなか今、実業務を行っているのは草原環境保全センター、あちらの中で作業をやっておる。ただ看板上で示されたものという形であったりとかいうことで、改修も必要になってくるのかなというところもございました。今、携帯電話のグーグルとか、そういったもののサービスについては、今テレワークセンターはどこにあるということを検索すると、草原保全活動センターのほうが表示されるような状況にも一応変わってきておりまして、今様子を見させていただいているということが現状でございます。

また、テレワークセンターの部分の西湯浦のほうの施設につきましては、もともとのテレワークセンターの施設の部分について、また光ネットの施設という部分もでございます。こちらのほうには全くこれ不在としているわけではございませんで、システムを構築したりという形で、人のほうは通っていつておるという状況で、ここが全く空き家という形である部分でもございませんで、またこういったところで、テレワーク等々ということももてはやされてきておるところでございます。活用等も、また検討していく必要が出てくるんじゃないかというところがございますので、またその際にはいろんなお知恵をご拝借できればと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案の質疑が終わりました。

議案となっております議案第 35 号から議案第 48 号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これもちまして、本日の会議を散会いたします。どうも、お疲れ様でした。

午後 2 時 48 分 散会